

## 茨木市後援等名義使用に関する要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、民間の団体等（第3及び第4において「団体等」という。）、国又は他の地方公共団体が実施する行事その他の事業（以下「事業等」という。）に対し、市が後援等を行う場合の名義の使用について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が、事業等の趣旨に賛同し、応援の意を表して、市の名義の使用をもって支援することをいう。
- (2) 賞状等の交付 市が、事業等の趣旨に賛同し、応援の意を表して、市長名による賞状等の交付をもって支援することをいう。

### (承認の基準)

第3 後援又は賞状等の交付を行う場合の名義の使用（以下「後援等名義使用」という。）を承認することができる事業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の文化・芸術の振興、教育の充実、スポーツの推進、産業及び地域活動の活性化その他市民福祉の向上に寄与するものであること。
- (2) 広く市民に参加を求める公共性を有するものであること。
- (3) 次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 売名及び営利を主たる目的とするもの
  - イ サークル、教室等の活動発表等を目的とするもの
  - ウ 政治的若しくは宗教的な活動を目的とするもの又は政治団体若しくは宗教団体が支持しているもの
  - エ 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（次号オにおいて「暴力団等」という。）を利することとなるもの
  - オ その他市長が不相当と認めるもの

(4) 団体等が実施する事業等にあつては、次のいずれにも該当する団体等が実施する

ものであること。

ア 市が推進する施策に関連する活動等を行っていること。

イ 市内に主な活動の拠点があり、かつ、市内を中心に活動していること。

ウ 定款、規約、会則等により運営され、団体等の設置目的が明らかであること。

エ 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体等であること。

オ 暴力団等が関与しない団体等であること。

カ 当該事業等を実施するために組織された実行委員会等以外の団体等にあつては、活動実績があること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該事業等が特に本市の文化・芸術の振興、教育の充実、スポーツの推進、産業及び地域活動の活性化その他市民福祉の向上に寄与するものであり、後援等名義使用を承認することが適当であると認めるときは、当該事業等の後援等名義使用を承認することができる。

(承認の申込み)

第4 後援等名義使用の承認を受けようとするものは、茨木市後援等名義使用承認申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体等の定款、規約、会則等

(4) 団体等の役員等が分かる書類

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(承認の決定)

第5 市長は、第4の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて承認を決定し、申込者に対し茨木市後援等名義使用承認決定通知書(様式第2号)により通知する。

(順守事項等)

第6 後援等名義使用の承認を受けたもの(第7及び第8において「名義使用者」という。)は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 事業等の実施において生じた事故、災害及びトラブルについては、全て主催者の

責任で処理すること。

(2) ポスター、パンフレットその他後援等名義使用により作成したもの（次項において「作成物」という。）については、公表する前に市長に1部提出すること。

(3) 事業等中止し、又は事業等の内容を変更する場合は、速やかに市長にその旨を茨木市後援等名義使用承認事業内容等変更・中止届出書（様式第3号）により届け出なければならない。

(4) その他市長の指示に従うこと。

2 市長は、作成物又は事業等の内容の変更について、適当でない部分があると認めるときは、修正、削除その他必要な指示を行うことができる。

（事業報告）

第7 名義使用者は、事業等終了後、茨木市後援等名義使用承認事業報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、事業等の終了の日の翌日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

（承認の取消し）

第8 市長は、名義使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により承認を受けたとき。

(3) 市長に報告をせずに事業等中止し、又は事業等の内容を変更したとき。

(4) 市長の指示に従わなかったとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により後援等名義使用の承認が取り消されたことによる損害は、名義使用者が負うものとし、市はその責めを負わない。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、後援等名義使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申込みのあった後援等名義使用の承認について適用し、同日前に申込みのあった後援等名義使用の承認については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月18日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申込みのあった後援等名義使用の承認について適用し、同日前に申込みのあった後援等名義使用の承認については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

（申込先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

茨木市後援等名義使用承認申込書

後援等の名義の使用の承認を次のとおり申し込みます。

- 1 後援等の種類 （後援・賞状等の交付（ ））  
後援等使用方法 （ ）
- 2 事業名
- 3 事業の目的
- 4 主催者
- 5 日時及び場所
- 6 参加対象及び参加予定人数
- 7 参加費、入場料等
- 8 市以外にも後援の依頼を予定している場合は、その申込先（茨木市教育委員会など）
- 9 担当者の連絡先
- 10 その他
- 11 添付書類
  - (1)
  - (2)

茨 第 号  
年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市後援等名義使用承認決定通知書

年 月 日付で申込みのあった後援等の名義の使用について、次のとおり承認します。

- 1 後援等の種類
- 2 事業名
- 3 主催者
- 4 日時
- 5 場所
- 6 その他

（注意事項）

- 1 事業等の実施において生じた事故、災害及びトラブルについては、全て主催者の責任で処理すること。
- 2 ポスター、パンフレットその他後援等の名義の使用により作成したものについては、公表する前に市長に1部提出すること。
- 3 事業等を中止し、又は事業等の内容を変更する場合は、速やかに市長にその旨を変更・中止届出書により届け出ること。
- 4 事業終了の日の翌日から起算して60日以内に事業報告書を提出すること。  
提出が無い場合には、次回の後援等名義使用に対して承認をしないことがあります。

様式第3号（第6関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

茨木市後援等名義使用承認事業内容等変更・中止届出書

年 月 日付け茨 第 号において後援等の名義の使用の承認を受けた事業について、次のとおり事業内容等に変更・中止がありましたので届け出ます。

- 1 後援等名義の種類
- 2 事業名
- 3 変更・中止事項
- 4 変更・中止理由
- 5 変更・中止年月日

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

茨木市後援等名義使用承認事業報告書

年 月 日付け茨 第 号において後援等の名義の使用の承認を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 後援等名義の種類
- 2 事業名
- 3 主催者
- 4 日時
- 5 場所
- 6 参加人数
- 7 添付書類
  - (1)
  - (2)